

労働保険の更新時期です

今月の紙面

- 1 建退共制度が変わります
- 2 3 4 改定申告前に必読!
- 5 確定申告での感染症対策(税金Q&A)
- 6 資格祝い金改定にご注意



発行所
広島県建設労働組合
 〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
 発行人 広島県建設労働組合 代表者 岩田 忠二
 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
 定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう 検索



スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)

労働保険の更新時期が近づきました。

一人親方労災保険の更新手続きは **3月5日(金)まで**
 労働保険一括有期事業の更新手続きは **3月12日(金)まで**
 ※いずれも日額変更は**2月26日(金)まで**

お手続きをお忘れなく



第65回定期大会の招請

第65回広島県建設労働組合定期大会を来る3月20日(土)に広島県建設国民健康保険組合会館において、下記のとおり開催します。

ご出席いただく代議員各位におかれましては、事前に議案についてご検討いただき、大会が成功のうちに終了できますように、ご協力をお願いいたします。

執行委員長 岩田 忠二 記

日時：2021年(令和3年)3月20日(土) 午前10時から

場所：広島県建設国民健康保険組合会館 (広島市西区横川新町13-12)

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては予定を変更する場合があります

2020年(令和2年)労働安全標語

安全対策部



最優秀賞

第2地連芦品・馬淵 喜秀さん

心のゆるみ 気のゆるみ 近づく危険は 予告なし!



優秀賞

第2地連芦品・伊加田 光輝さん

ゼロ災害 慌てず 焦らず 手を抜かず



佳作

朝礼で みんなで声出し 安全点検 第7地連広島・吉川 久夫さん

安全帯 変えて良かった フルハーネス 第8地連広島西・砂原 秀樹さん

整理整頓 現場をきれいに 安全確保を目指しましょう 第12地連庄原・金島 幹昌さん



労働安全標語の募集で、15作品の応募がありました。応募されました皆さん、ありがとうございます。その中から審査の結果、左記のとおり各賞が決定しましたので、ご報告します。

建退共 令和3年に制度改定

お知らせ

今年から「共済手帳の副本」を郵送します

建設業退職金共済制度(建退共)が令和3年より制度改定されます。これは令和元年度における新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する近年の金融市場の大幅な変動等により、制度運営に大きな影響が発生しているとともに、今後も引き続き影響が見込まれるためです。

改定は大きく以下の3点です。被共済者にとって、特に①運用利回りの引き下げ(3.0%→1.3%)は大変残念な措置ではありますが、依然1.3%という高い水準を維持しています。退職後の生活に備えるためにも、ぜひ制度に加入しましょう。制度改定に合わせた取り扱いの詳細は、以後確定次第お知らせします。

①運用利回り1.3%へ引き下げ 令和3年10月より

運用利回りが現在の3.0%から1.3%に引き下げられます。これはできるだけ安定的な運用を図るための措置です。ただし、令和3年9月30日までに納付した掛金は、納めた当時の運用利回り3.0%が適用されます。

②掛金日額320円へ引き上げ 令和3年10月より

掛金が現在の日額310円から日額320円に引き上げられます。これは建退共制度の魅力の維持し、退職金の水準を確保するための措置です。

この日の額引き上げに合わせ、国が「働き方改革実行計画」による「建設業における週休2日の推進」を行っていること、組合員の就業日数が月平均約23日(賃金対策部実施の「令和2年度賃金アンケート」結果より)であったことなどを踏まえ、組合で納めている掛金について、**一カ月一律21日分(日額320円・月額6,720円)**とする方向で検討しています。

※現在は一律25日分(日額310円・月額7,750円)

③掛金納付に電子申請方式が始まる 令和3年3月より

電子申請方式の導入について組合で検討中
組合で手続きされている方は、今まで通り窓口で掛金納付

従来の証紙貼付方式に加え、電子申請方式が追加されます。これは制度の効率運用と、就業実態に合った掛金納付ができるよう導入された措置です。

電子申請では、契約者(事業所や組合などの団体)が各被共済者分の就業日数を建退共にインターネットで申請し、掛金を納付します。納付した掛金は「退職金ポイント」として各被共済者の退職金に積み立てられます。従来の証紙も継続して取り扱うことができますので、どちらの方法でも変わらず積み立てることができます。

組合で掛金を納めている方は、年におよそ1回、建退共で掛金納付の記録をとっています(これを「手帳更新」といいます)。今年から、手帳更新の度に被共済者へ「手帳の副本」が発行されることになりました。この副本には納付された掛金日数が記載されており、それを元にインターネットで現在の退職金額を試算することができますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

また、組合で登録している住所が違いますとお届けできませんので、転居等で住所地が変わりましたら速やかに最寄りの窓口で手続きをお願いします。

建設業 退職金共済手帳(副本)		84- 冊目	掛金納付実	円	証紙	電子	日分
(310) 被共済者	番号	20					
被共済者	氏名	120					
		180					
		200					
		260					
		300					
		310					
		合計	***	****	*****		
次回更新時期	令和 年 月	手帳作成日	令和 年 月 日				

立場や仕事が変わったら、組合で手続きを

建退共は建設現場で働く労働者のための「国の退職金制度」です。

就労する立場や仕事の内容が変わった時には、組合へ連絡し、必要な手続きをお願いします。

また、中小企業退職金共済(中退共)や小規模企業共済など他の退職金制度に掛金を納めている方、従業員を雇用している代表者、役員報酬を受けている方、現場労働者ではない方などは建退共を掛けることができない場合があります。詳しくは本部・最寄りの窓口へお問い合わせください。

こんな時は組合で手続きを

- ・個人名、会社名が変わった
- ・代表者(または従業員)になった
- ・所得の一部が役員報酬になった
- ・建設業をやめた(現場に出なくなった)
- ・掛けていた人が亡くなった
- ・個人事業を法人化した
- ・事業所から独立して一人親方になった
- ・雇っている従業員が増えた

など

適正な掛金負担と経費処理を

事業所が従業員に掛ける掛金は事業所が全額負担し、福利厚生1科目として「退職金共済掛金」科目を設け、損金または経費として処理してください。

一人親方(個人事業者のみ)は自分で自分に対して掛けますので、所得控除の対象外です。



居住の用に供した場合には、従来の住宅ローン控除適用期間(10年)経過後の3年間(11年目～13年目)についても控除(建物購入価格等の消費税2%分の範囲で減額)が受けられることとされています。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で入居期限(令和2年12月31日)までに入居できなかった場合は「入居時期に関する申告書兼証明書」(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/0020004-153.pdf)を確定申告書に添付する必要があります。その場合(1)一定の期日までに契約が行われていること。(2)令和3年12月31日までに住宅に入居している必要があります。

4. 特別貸し付けに係る契約書の印紙税の非課税

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、その営業に影響を受けた事業者に対して行う一定の金銭の貸付に係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて印紙税が非課税とされます。

また印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、すでに印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納付確認申請書」を提出することにより印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

5. 売上減少の中小企業等に対して令和3年度の固定資産税等を減免

令和2年2月1日から10月31日までの任意の3カ月間の売上高が前年の同期間と比べて右表の減少がある場合には、償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を減額します。業種の限定は行いません。令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関(税務・財務等の専門的知識を有し一定の実務経験を持つ支援機関)及び税理士等の認定を受けて、各市町村に申告することが必要です。

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

6. 事業所得に純損失が発生した場合の扱い(事業用固定資産、棚卸資産等)

不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得額の計算上生じた損失の金額で、損益通算してもなお控除しきれない場合、その金額を「純損失の金額」といいます。青色申告の場合には、純損失の金額を翌年以降3年間の課税標準を計算する上で控除することができます。また純損失が生じた年の前年も青色申告をしている場合は、その純損失の金額を繰戻して前年の所得税の還付を請求することができます(繰戻し還付)。

なお、青色申告の承認を受けていない場合(白色申告)は、「事業用資産に生じた災害による損失等」の金額に限定されます。

【災害により生じた損失等(翌年以後繰り越される損失等)に該当する例】

- ・飲食業者の食材(棚卸資産)の廃棄損
- ・感染者が確認されたことにより、廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・感染発生のため配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・イベント等の中止により、廃棄をせざるを得なくなった商品等の廃棄損

【災害による損失に該当しない例】

- ・客足が減少したことによる売上げ減少額
 - ・休業期間中に支払う人件費
 - ・イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料
- ※新型コロナウイルス感染症の「災害により生じた損失」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害(損失)に加え、その被害の拡大や発生を防止するために緊急な措置を講じるための費用とされます。

※国税庁のFAQでは新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等の扱い」の参考例を示しています。

7. 従業員に対して事業者から見舞金を支給した場合の扱い

新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受けた見舞金については、以下の要件を満たす場合には非課税となります。

- ①その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払いを受けるものであること。
- ②その見舞金の支給額が社会通念上相当であること。
- ③その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと。

8. マスク購入費用の医療費控除の適用について

医療費控除の対象となる医療費は、医師等による診療や治療のために支払った費用、治療や療養に必要な医薬品の購入費用とされています。したがって新型コロナウイルス感染症を予防するために購入したマスク等は、感染予防を目的に着用するもので、医療費控除の対象とされません。同様に健康維持を目的としたビタミン剤の購入費用など、病気の予防のための費用も対象になりません。

9. PCR検査費用の医療費控除の適用について

医師の判断により受けたPCR検査費用	医療費控除の対象
自己判断により受けたPCR検査費用	医療費控除の対象外

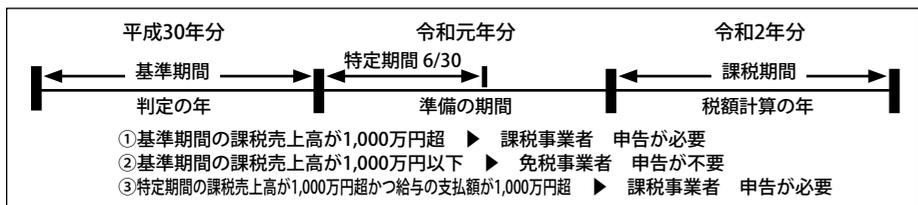
※自己判断で受けた検査であっても「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合は医療費控除の対象となります。

詳しくは国税庁HP「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応と申告や納税などの当面の税制上の取扱いに関するFAQ](#)」をご覧ください。

消費税の仕組みと消費税確定申告書の書き方

消費税免税点等について

- (1)消費税の納税義務が免除される課税売上高(免税点)は1,000万円以下です。個人事業者の場合、平成30年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えたら、2年後の令和2年分が消費税の課税事業者となります。この場合、課税事業者となる年の前年未だに税務署に対して「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。また簡易課税制度を選択しようとするときは「消費税簡易課税制度選択届出書」を課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。一旦選択した場合は原則として2年間の変更できないことに注意が必要です。
- (2)(1)の基準期間が免税であっても、特定期間(個人事業者の場合は課税期間の前年1月1日から6月30日まで、法人の場合は原則として前事業年度開始から6ヵ月)の課税売上高が1,000万円を超える場合は課税事業者になります。なお課税売上高に代えて、特定期間中に支払った給与の支払額が1,000万円超か否かで判定することも可能です(どちらかが1,000万円以下の場合は課税事業者になりません)。
- (3)消費税の確定申告は、課税期間である令和2年分の課税売上高に基づいて計算し、令和3年3月末までに申告を行います。



【**注意1**】課税売上高、課税仕入高とは消費税の課税対象となる売上、仕入のことです。消費税の計算における課税売上高、課税仕入高は、所得税における売上、仕入とは意味が異なります。なお消費税は税抜きにしたうえで計算します。また、計算はまず消費税(国税分)を計算し、それを基に地方消費税を算出します。

【**注意2**】基準期間の課税売上高の判定方法は、課税事業者であったか、免税事業者であったかによって異なります。

【**基準期間等に免税事業者であった場合**】売上高には「消費税が含まれていないとみなす」ため、実際の売上高が課税売上高となります。

【**基準期間等に課税事業者であった場合**】税込売上高から税抜計算(108分の100)をした額が、課税売上高となります。

消費税の仕組み

1. 消費税の課税対象

消費税の課税対象となる収入	消費税が課せられない収入
原則として、事業上の取引は消費税の課税対象となります。(以下、課税売上高の一例)	以下の収入は非課税です。税額計算(課税売上高)に含める必要はありません。(以下、非課税の一例)
①工事請負代金 ②農業収入 ③自動販売機の売上(雑収入の額) ④自家消費の金額 ⑤資材等を売却した場合の売却代金 ⑥事業用の固定資産(車、機械等)の売却代金 ⑦手数料収入 ⑧駐車場収入(※駐車設備を備えている場合) ⑨店舗・事務所の家賃収入等	①居住用のアパート、借家等の家賃収入 ②土地の貸付代金 ③土地の売却代金 ④給与・賃金収入 ⑤建退共等の退職金の受け取り ⑥見舞金 ⑦労災補償給付金、損害賠償金等の受け取り ⑧補助金・貸付金を受けた場合 ⑨預かり金として入金処理をした金額等

※舗装、フェンス等の設備を備えている駐車場は課税対象です。更地に駐車させ収入を得ているなど、土地の貸付収入として判定される場合は非課税となります。

※全建総連所得計算書の「消費税課税取引金額計算表」にない項目は余白の項目に書き加え計上する必要があります。

2. 税額計算の考え方

①消費税の納付税額は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入高に含まれる消費税額を差し引いた額となります。

消費税の納付税額＝課税売上高に係る消費税額－課税仕入高に係る消費税額

②納税する消費税額の内訳は、国税としての消費税と地方税としての地方消費税の合計額で

す。なお令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられ軽減税率が導入されたことから、令和2年の申告では本則税率10%と軽減税率8%を区分して計算することが必要です。

区分	消費税(国税分)	地方消費税
本則税率10%	7.8%	2.2%
軽減税率8%	6.24%	1.76%

③令和元年10月1日よりの消費税率10%に引き上げに伴い、契約が令和元年3月31日以前で、引き渡しが増税日(10月1日)以降の場合には旧税率(8%)が適用される経過措置があります。

3. 申告方法(一般課税、簡易課税)の選択

支払いの際に負担した消費税額のことを税額計算上「控除対象仕入税額」と呼びます。この控除対象仕入税額の計算は、申告方法(一般課税、簡易課税)によって異なります。どちらの申告方法を選択するかは自由です。

【**注意**】簡易課税制度の適用を受けるためには、通用を受ける課税期間の前日までに所轄税務署に「簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。提出しない場合は一般課税制度が適用されます。ただし、簡易課税制度選択届出書を提出しても、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える場合は、一般課税制度が適用されます。

年末の閉署での提出については、税務署の時間外収受箱に投函するか、送付(郵便もしくは信書便)により提出してください。

4. 区分記載請求書等保存方式

(1)軽減税率制度の導入により令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間、仕入税額控除を受けるためには、区分記載請求書等保存方式による記載が要件となっています。これにより日々の経理処理は税率ごとに区分して行う必要があります。

(2)区分請求書等には請求書のほか、法定の記載事項が記入された領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなどが含まれます。なお取引金額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書を受け取ることが困難な場合には、これまで通り帳簿に「仕入年月日」「仕入の内容」「税込仕入金額」を記載しますが、これに加えて「軽減税率対象資産の譲渡等にかかるものである旨」を記載する必要があります。

(3)請求書等を1ヵ月分まとめて作成することはよくあることです。こうした場合は期間分をまとめて記帳して構いません。

(4)「税込経理」「税抜経理」のどちらでもかまいません(この機関紙・全建総連税金特集号を活用して計算をされている方のほとんどは「税込経理」を選択しています)。なお、免税事業は消費税を納税していませんので「税込経理」のみです。

税込経理の課税事業者は、所得の計算に消費税が入っています。消費税申告により納付した消費税は、必要経費として所得税の一般経費項目である「租税公課」に計上します(なお、消費税の還付を受けた場合は「雑収入」に計上しなければなりません)。計上の時期は、原則として「消費税の申告書が税務署に提出された日が属する年」ですが、「当年分」に計上することもできます。当年分に計上する場合は未払金として経理する必要があります。

なお税抜経理では消費税は所得に反映させませんので、税込経理のように経費に計上することはしません。

《請求書等の記載内容》

(1)軽減税率の対象となる取引がない場合には「8%0円」と書く必要はありません。

(2)建設業でも仕入れには軽減税率の対象品目が存在します(区分記載請求書等が仕入税額控除の要件です)。

(3)軽減税率の対象となる品目であることを「※」等の印で示す記載でも構いません。

(4)受け取った請求書に不備があった場合、以下の2点に関しては追記することが認められています。

- ①軽減税率対象資産の譲渡である旨
- ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)

(5)免税事業者からの仕入れであっても、仕入税額控除が認められます。

5. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。仕入税額控除の要件として、税率ごとの区分経理と適格請求書発行事業者であることを表す「登録番号」や「消費税率ごとの消費税額」の入った請求書(適格請求書等)の保存が必要となります。なお課税事業者であれば適格請求書が発行できるわけではなく、課税事業者であっても適格請求書発行事業者の登録が必要です。

確定申告の活用に 機関紙「全建総連」2021年1月16日号から一部転載(4面へ続く)

令和2年分確定申告の注意点

令和2年分の確定申告では、基礎控除の見直し、給与所得控除・公的年金等控除の見直しと所得金額調整控除の導入、ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除の整理、青色申告特別控除の改定など控除制度が改正されています。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、税制の特例や緩和措置、特例法が設けられました。

1. 基礎控除の見直し

控除額が一律10万円引き上げられました。さらに合計所得金額が2,400万円を超える者についてはその合計所得金額に応じて控除額を段階的に引き下げ、2,500万円を超える者については基礎控除の適用はできないこととされました。

【基礎控除の額】※住民税は令和3年度分から。

合計所得金額	所得税の基礎控除額	住民税の基礎控除額
2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	適用なし	適用なし

2. 給与所得控除等の改正

(1) 給与所得控除

控除額が一律10万円引き下げられました。さらに控除の上限額が195万円(現行220万円)に引き下げられ、その上限額が適用される収入金額が850万円超(現行1,000万円超)となりました。

【給与収入とその控除額の計算式】

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円※55万円に満たない場合には55万円。
162.5万円超180万円以下	(A)×40%－10万円
180万円超360万円以下	(A)×30%＋8万円
360万円超660万円以下	(A)×20%＋44万円
660万円超850万円以下	(A)×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

※給与等の収入金額の合計額が660万円未満の人は「令和2年分 簡易給与所得表」に当てはめて給与所得の金額を求めます。

(2) 特定支出控除の見直し

特定支出控除とは、その年の特定支出の合計金額が給与所得控除額の1/2を超えるときに、その超過額を給与所得控除後の合計所得金額から控除できる制度です。なお特定支出となる経費は、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務関連経費(図書費、衣服費、交際費等)に限られますが、令和2年分の申告により下記が追加・撤廃されました。

追加	撤廃
帰宅のために通常要する自動車を利用することにより支出する自動車の燃料費及び有料道路の料金を追加。	現行特定支出に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1ヵ月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃。

3. 公的年金等控除額の改正

控除額を一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合には控除額195.5万円の上限を設けます。また公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円控除額を引き下げます。

【65歳未満の場合】

収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
130万円以下	60万円	50万円	40万円	
130万円超410万円以下	収入金額×25%＋27.5万円	収入金額×25%＋17.5万円	収入金額×25%＋7.5万円	
410万円超770万円以下	収入金額×15%＋68.5万円	収入金額×15%＋58.5万円	収入金額×15%＋48.5万円	
770万円超1,000万円以下	収入金額×5%＋145.5万円	収入金額×5%＋135.5万円	収入金額×5%＋125.5万円	
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

【65歳以上の場合】

収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
330万円以下	110万円	100万円	90万円	
330万円超410万円以下	収入金額×25%＋27.5万円	収入金額×25%＋17.5万円	収入金額×25%＋7.5万円	
410万円超770万円以下	収入金額×15%＋68.5万円	収入金額×15%＋58.5万円	収入金額×15%＋48.5万円	
770万円超1,000万円以下	収入金額×5%＋145.5万円	収入金額×5%＋135.5万円	収入金額×5%＋125.5万円	
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

※年齢が65歳以上であるかどうかは、その年の12月31日(その者が年の途中で死亡又は出国した場合には、その死亡又は出国の日)の年齢。

4. 所得金額調整控除の導入

給与所得控除額が頭打ちとなる金額を1,000万円から850万円に引き下げたことから、以下の(1)と(2)に該当する場合には給与所得控除後の金額から「所得金額調整控除額」を差し引いて給与所得を計算します。

(1) 給与収入が850万円を超える場合の給与所得の調整

本人が特別障害者に該当する者、23歳未満の扶養親族を有する者、特別障害者である同一生計配偶者を有する者、特別障害者である扶養親族を有する者に関しては、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除の金額＝(給与等の収入金額－850万円)×10%

(2) 給与収入と公的年金収入の両方がある場合の給与所得の調整

給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、さらに公的年金等控除額も一律10万円引き下げられたことから、給与収入と公的年金収入の両方がある者の税負担を軽減しています。

所得金額調整控除の金額＝給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円

5. 未婚のひとり親に対する所得控除の創設と寡婦(寡夫)控除の整理

同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(寡夫)控除が適用されるのに、婚姻によらず生まれた子を持つひとり親に関しては寡婦(寡夫)控除がないこと、またひとり親の男女により控除の扱いが異なっていたことから、すべてのひとり親に共通するひとり親控除を創設するとともに、寡婦控除のみ一定の要件を満たす場合(太字)の寡婦控除を残しました。なお、ひとり親控除、寡婦控除とも事実婚の場合には適用されません。

【ひとり親控除及び寡婦控除】

本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚	
	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
扶養親族	有	子	35万円		35万円		35万円	
		子以外	27万円		27万円			
			27万円					

本人が男性	配偶関係		死別		離別		未婚	
	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
扶養親族	有	子	35万円		35万円		35万円	
		子以外						

6. 各種所得控除の適用要件である合計所得金額の引上げ

(1) 扶養親族等となる合計所得金額の要件の変更

基礎控除等の改正により配偶者控除や扶養親族などに影響をあたえない調整を行っています。すなわち配偶者控除や扶養親族等税制上の合計所得金額等の要件に影響が出ないよう、基礎控除を10万円増額し、各所得控除の要件を10万円引き上げています。

【所得控除の適用要件】※控除額の変更ではありません。

項目	所得金額要件	改正後	(改正前)
勤労学生	合計所得金額	75万円以下	65万円以下
同一生計配偶者	合計所得金額	48万円以下	38万円以下
扶養親族	合計所得金額	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	合計所得金額	95万円以下	85万円以下
配偶者控除の対象となる配偶者	合計所得金額	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
寡婦(寡夫)	生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下	基礎控除の額(38万円)に相当する金額以下
雑損控除	配偶者その他の親族の総所得金額等	48万円以下	基礎控除の額(38万円)に相当する金額以下

(2) (1)の所得金額要件変更により配偶者控除及び配偶者特別控除における「配偶者の合計所得金額の要件」が変更されました(4面の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額表を参照)。

(3) 住民税均等割及び所得割の非課税基準の変更

基礎控除の見直しにより住民税の均等割と所得割の非課税基準が10万円引き上げられます。

【住民税均等割の非課税基準】

同一生計配偶者、扶養親族の有無	非課税基準
無	35万円＋10万円
有	35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の人数＋1)＋21万円＋10万円

【住民税所得割の非課税基準】

同一生計配偶者、扶養親族の有無	非課税基準
無	35万円＋10万円
有	35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の人数＋1)＋32万円＋10万円

7. 青色確定申告特別控除の改定

青色申告特別控除とは、青色申告の場合に所得金額から10万円又は65万円を控除できる制度です。令和2年分の確定申告より、取引を正規の簿記(複式簿記)の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除を55万円(改正前は65万円)に引き下げますが、下記に該当する場合は、65万円に据え置かれます。したがって青色申告特別控除は、10万円、55万円、65万円の3段階になります。

控除額	記帳方法	申告方法等
10万円	簡易な簿記で記帳	損益計算書のみ添付で可。期限後申告も可。
55万円	正規の簿記で記帳	損益計算書と貸借対照表。期限内申告のみ。
65万円	正規の簿記で記帳	損益計算書と貸借対照表。期限内申告のみ。電子帳簿又はe-Tax

※新たに不動産所得、事業所得及び山林所得を生ずべき業務を行う人は、その年の3月15日(所得税納期限)までに「青色申告承認申請書」を提出することにより、その年分の申告より確定申告を青色申告で行うことが出来ます。なお65万円控除するためには、e-Tax等により確定申告書及び青色申告決算書について電子申告するか、「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」を提出し、税務署長の承認を受けて、自己がコンピューターを使用して作成する決算書類や帳簿を備付及び保存を行う必要があります。

新型コロナ特例法及び税務上の取扱い等(主要な措置)

国税庁は新型コロナウイルス感染症に関連する税法上の取扱いをホームページに記載しています。また、令和2年4月30日には新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税法上の措置として「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が成立、同日から施行されています(地方税法等の一部を改正する法律も同様)。主要な措置に関して説明します。

1. 助成金等の課税関係

国税庁は新型コロナウイルスに関する税制上の扱いに関するFAQで、新型コロナウイルス感染症に関連して創設された助成金等の課税関係を整理しています。国民全員に一律10万円支給された特別定額給付金の所得税は非課税となる一方で、持続化給付金や各地方自治体の依頼に応じて休業の措置を取った中小企業などに給付する休業協力金、営業自粛により売上げが一定程度減少した小規模事業者・個人事業者等に支給される家賃支援給付金等は、課税対象とされ事業収入に計上します(持続化給付金を給与所得者が受ける場合は一時所得、雑所得として受ける者は雑所得に該当するとしています)。

なお消費税に関しては課税対象の取引に該当しないことから、不課税(課税対象外)として課税売上には計上しませんので注意が必要です。

【主な給付金等の課税・非課税】

給付金額	所得税	消費税
特別定額給付金	非課税(新型コロナ特例法を根拠に課税収入にはなりません)	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	非課税(雇用保険臨時特例法を根拠に課税収入にはなりません)	
持続化給付金	課税(事業所得)	不課税 (課税売上にはなりません)
各自治体の給付金	課税(事業所得)	
雇用調整助成金	課税(事業所得)	
家賃支援給付金	課税(事業所得)	
持続化給付金(給与)	課税(一時所得)	
持続化給付金(雑)	課税(雑所得)	

※消費税の課税売上計上する取引は、①国内において行うものであること、②事業者が事業として行うものであること、③対価を得て行うものであること、④資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること全てを満たす取引です。給付金は③の対価性がありませんので、消費税の計算上からは除外されます。

2. 納税猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日以降における一定の期間(1ヵ月以上)、事業等に係る収入に相当な減少(前年同期比概ね20%以上の減少)があった場合で、一時に納税を行うことが困難(少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど、当事者の置かれた状況に配慮)と認められる場合は、申請に基づき1年間、無担保で延滞税をかけず国税の納付猶予をすることができます。

対象となる国税は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税金で、既に納期限が過ぎている未納の国税についても遡及して特例の適用が認められます(また現在、延滞税がかかる納税や換価の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます)。

なお、特例の要件を満たさない場合であっても、従来からの換価の猶予や納税の猶予は適用できます。

3. 現行の住宅ローン控除の入居要件を緩和

住宅ローン控除とは、住宅ローンを借りて住宅の取得等を行った場合、毎年の住宅ローン残高の1%を10年間所得税等から控除する制度です。消費税が10%に引き上げられた令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%が適用される住宅を取得等し、その者の

所得控除の一覧表

控除の種類	控除を受けられる場合、内容、区分	控 除 金 額	
		所得税の場合	住民税の場合
雑損控除	本人又は扶養家族の有する生活用資産について風水害、火災等の災害、盗難又は横領による損害	「損失金額－保険金等により補てんされた金額」＝① ①の金額－(総所得金額等の合計額×10%) 災害関連支出の金額－5万円 } いずれか多い方	
医療費控除	支払った医療費から合計所得金額の5%と10万円を比べて少ない方の金額を引いた額	最高200万円まで	最高200万円まで
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	1月1日から12月31日までに購入した医薬品(スイッチOTC薬)の合計額から12,000円を差し引いた額。なお、控除を受けるためには予防接種や健康診断など国が定める取り組みを当年中に行っていることが必要です。(適用期間平成29年1月1日～令和3年12月31日)	12,000円を超えた金額。但し、控除上限は88,000円	12,000円を超えた金額。但し、控除上限は88,000円
社会保険料控除	国保、年金、介護保険料、年金基金、健保、労災保険の特別加入者の保険料 ※国民年金、年金基金の社会保険料控除には「社会保険料(国民年金保険料、年金基金)控除証明書」の添付が必要です。	全 額	全 額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金、心身障害者扶養共済の掛金	全 額	全 額
生命保険料控除	《旧契約の控除—平成23年12月31日以前に契約締結》 ①一般生命保険料控除 最高5万円 ②個人年金保険料控除 最高5万円 《新契約の控除—平成24年1月1日以後契約締結》 ①一般生命保険料控除 最高4万円 ②個人年金保険料控除 最高4万円 ③介護医療保険料控除 最高4万円 ↓ ①または②、または③、および③を合計して最高12万円が限度となります。 【旧契約と新契約がある場合の計算方法】 一般の生命保険料に新契約と旧契約が混在する場合は、両方を計算します。新契約は新契約の計算方法で、旧契約は旧契約の計算方法で控除額を算出します(上限各5万円)。旧契約のみで計算した場合に控除額が4万円を超える場合は、新契約を考慮せずに旧契約のみで計算したほうが有利になるということです。 個人年金保険料に新契約と旧契約が混在する場合も同様です。なお、介護医療保険料については新契約のみですので、上記のように有利、不利を検討することは発生しません。	《旧契約》 2万5千円以下 支払保険料等の全額 2万5千円超 5万円以下 支払保険料等×2分の1 + 12,500円 5万円超 10万円以下 支払保険料等×4分の1 + 25,000円 10万円超 50,000円 《新契約》 2万円以下 支払保険料等の全額 2万円超 4万円以下 支払保険料等×2分の1 + 10,000円 4万円超 8万円以下 支払保険料等×4分の1 + 20,000円 8万円超 40,000円	《旧契約》 1万5千円以下 支払保険料等の全額 1万5千円超 4万円以下 支払保険料等×2分の1 + 7,500円 4万円超 7万円以下 支払保険料等×4分の1 + 17,500円 7万円超 35,000円 《新契約》 1万2千円以下 支払保険料等の全額 1万2千円超 3万2千円以下 支払保険料等×2分の1 + 6,000円 3万2千円超 5万6千円以下 支払保険料等×4分の1 + 14,000円 5万6千円超 28,000円
		地震保険料控除	地震保険契約に係る地震等相当分の保険料
経過措置	平成18年12月31日までに締結した長期保険契約(損害保険契約等のうち満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上のもの) ※地震保険料+経過措置	最高15,000円まで ※最高50,000円まで	最高10,000円まで ※最高25,000円まで
寄附金控除	国または地方公共団体等、政党、認定NPO法人、特定の公益財団法人等への特定寄附金 ※「政党、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)も可能。寄附金から2,000円を控除した金額の40%(政党は30%)。ただし所得税額の25%までが限度。	「特定寄附金の支出額」と「総所得金額等の合計額の40%」とのいずれか少ない方の金額－2,000円	寄附金税額控除(各自治体の条例で定められる)次のうちいずれか低い方の金額を控除する ①都道府県、市町村若しくは特別区又は都道府県共同基金若しくは日本赤十字社の支店に対する寄附金の額－2,000円 ②総所得金額等の30%－2,000円 (都道府県民税) × 4% (市町村民税) 6%

控除の種類	適 用 対 象	所得税	住民税	
配偶者控除	一般の配偶者(パート収入等が103万円までの場合に適用) ※下表参照	38万円	33万円	
	老人配偶者(70歳以上)【昭和26.1.1以前生】 ※下表参照	48万円	38万円	
配偶者特別控除	※下表参照	最高38万円	最高33万円	
扶養控除	一般扶養親族(16歳以上18歳以下)と成年扶養親族(23歳以上69歳以下)【平成14.1.2～平成17.1.1生】と【昭和26.1.2～平成10.1.1生】	38万円	33万円	
	特定扶養親族(19歳以上22歳以下)【平成10.1.2～平成14.1.1生】	63万円	45万円	
	老人扶養親族(70歳以上)【昭和26.1.1以前生】	同居老親以外 48万円 同居老親等 58万円	38万円 45万円	
障害者控除	本人、配偶者、扶養親族(1人につき)	障害者控除	27万円※	26万円※
		特別障害者控除	40万円※	30万円※
		同居特別障害者控除	75万円※	53万円※
ひとり親控除	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次にあげる要件を満たすもの。 ①その者と生計を一にする子で課税標準の合計額が48万円以下、②本人の合計所得金額が500万円以下であること、③住民票にその者と事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨の記載がされていないこと。	35万円	30万円	
寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次にあげる者 ①夫と離婚した後婚姻をしない者のうち、次の要件を満たす者(i 扶養親族を有する、ii 合計所得金額が500万円以下であること、iii 住民票にその者と事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨の記載がされていないこと)。②夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で①のiiとiiiの要件を満たす者。	27万円	26万円	
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得金額が75万円以下	27万円	26万円	
基礎控除	《合計所得金額》 2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超	48万円	43万円	
		32万円	29万円	
		16万円	15万円	
		0	0	

※配偶者控除及び扶養控除を受ける方で「障害者」「特別障害者」「同居特別障害者」に該当する場合は、障害者控除も対象となります(16歳未満の年少扶養控除は廃止されましたが、障害者控除の対象になります)。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額表

確定申告する人の合計所得金額	配偶者控除		配偶者特別控除									
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	配偶者の合計所得金額									
			48万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	133万円超
900万円以下	38万円	48万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円
1,000万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0円

※基礎控除と給与所得控除の改正を配偶者控除と配偶者特別控除に影響させないため配偶者の合計所得金額が10万円引き上げられています。

※配偶者控除が受けられる老人控除対象配偶者は昭和26年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)。

国保組合関係予算案 2,732.1億円

2021(令和2)年度～ 国保組合関係予算案の内訳

【内 訳】	2020年度予算	2021年度予算案	増 減
定率補助	1,598.1億円	1,586.4億円	▲11.7億円
調整補助金	1,065.3億円	1,069.6億円	+4.3億円
出産育児一時金補助金	19.5億円	18.0億円	▲1.5億円
高額医療費共同事業補助金	28.8億円	30.4億円	+1.6億円
事務費負担金	22.2億円	22.0億円	▲0.2億円
特定健診・保健指導補助金等	5.8億円	5.7億円	▲0.1億円
計	2,739.7億円	2,732.1億円	▲7.6億円

※項目毎に四捨五入しています

コロナ禍の中、現行補助水準確保の到達

★健康づくりビンゴ表はクリア出来ていますか?★

「健康づくりビンゴ」のクリア期限が令和3年3月31日と近づいてきました。3月初旬ごろに建設国保より、応募ハガキを発送する予定となっていますので、届きましたら完成したビンゴの列数に応じ、対象商品から希望の品を選択して応募してください。

一マスでも多くクリアするとともに、ビンゴ完成を目指し、これからも健康づくりを習慣づけていきましょう。

★確定申告時の職業等記載について★

確定申告の書類は、当組合が3年に一度実施している業種調査など様々な手続きの証明書類としても使用できます。申告の際には記入漏れのないようにし、職業欄、屋号・雅号欄は、具体的な業種・職種と屋号を記入するようにしましょう。(令和3年度は業種調査実施年度となります。詳細につきましては別途お知らせいたします)

医療費控除について

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に同じ世帯で支払った医療費などが10万円(所得金額が200万円未満の人は、その5%)を超えた場合、確定申告により税金が軽減されます。

なお、控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりますが、建設国保から送付される『医療費通知書(医療費控除申告用)』(令和3年2月下旬送付予定)により「医療費控除の明細書」の記入が簡略化されますので、ぜひご活用ください。

また、介護保険の該当になり、それを利用して受けた施設サービス及び居宅サービス並びに特定健康診査の受診者で、特定保健指導の積極的支援を受けた者のうち一定基準を満たす方の自己負担額についても医療費控除の対象となります。

★控除額の計算方法

- 令和2年中に支払った医療費の総額 … A
- 保険給付金等で補てんされる金額(※) … B

$$A - B = \text{医療費控除額 (最高200万円まで)}$$

(※)保険金等で補てんされる金額とは

- 建設国保から支給される「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」など。
- 民間の生命保険・損害保険会社等から支給される「医療保険金」、「傷害費用保険金」、「入院給付金」など、医療費の補てんを目的として支払われる給付金。

◎上記補てん額がある場合は、医療費通知に記載された患者負担額と、実際に負担された額が異なる為、ご自身で額を訂正し申告していただく必要があります。

★控除の対象になるもの

- (例)・医師、歯科医師などによる治療費
- 入院時の食事代や部屋代、通院にかかる交通費(自家用車のガソリン代は除く)
 - 治療のための医薬品の購入費
 - あんま、マッサージ、指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術料
 - 保健師、看護師などに支払った療養上の世話の費用
 - 出産の費用
 - 義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費
 - 6ヶ月以上寝たきりで医師などが必要と認めた人のおむつ代(医師のおむつ使用証明書が必要)

◎健康診断の費用、美容整形の費用、疾病予防や健康増進を目的とした医薬品・健康食品の購入費用などは、控除の対象になりませんので注意してください。

◎医師、歯科医師などによる治療費以外で支払われた医療費等については「医



税金Q&Aコーナー

税金対策部

～令和2年分確定申告における感染症対策～

Q:確定申告会場への入場が予約制だと聞いたのですが、本当ですか?

A:令和2年分の確定申告においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として確定申告会場内の混雑緩和を図りつつ、なるべく多くの皆様にスムーズに申告相談を行っていただけるよう、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となる仕組みが導入されました。

ただし、作成済の申告書を提出する場合など、相談を必要としない方については「入場整理券」の取得の必要はありません。

入場整理券が必要な期間は「令和3年2月16日(火)から3月15日(月)」までです。

「入場整理券」は各会場で当日配付となりますが、国税庁LINE公式アカウントを通じてオンライン事前発行が可能です。

STEP1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP3

税務署や来場希望日時を選択

STEP4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

国税庁 LINE 公式アカウント

※LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzai」と検索しても友だちに追加できます。

申告書は郵送でも提出できますので、感染症対策の面からも郵送での提出を検討してみてください!

療費通知書(医療費控除申告用)」に記載されていない為、別途、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。

・医療費控除の詳細につきましては、最寄の税務署等にご確認ください。

セルフメディケーション(自主服薬)税制について

「セルフメディケーション(自主服薬)税制」とは、(※1)スイッチOTC医薬品の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の購入費用について、従来の医療費控除ではなく、新たな所得控除の適用を受けることができる制度です。(令和3年分までの減税措置)

この制度の適用を受けるには、申告される方がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防等(※2)一定の取組を行い、確定申告書の提出の際に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。この所得控除を申請しようとする組合員の方で、建設国保の証明が必要な方につきましては、各地域連合事務所へ証明依頼をしていただければ、建設国保で実施の有無を確認し、証明いたします。

(※1) スイッチOTC医薬品とは

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品で、対象製品であることを示す識別マークが表示されます。また、対象製品を購入した際には、レシートに対象製品であることが表示されます。

(※2) 一定の取組とは

次の①から⑤の健診等または予防接種(医師の関与があるものに限る)をいいます。

- ①予防接種 ②がん検診 ③定期健康診断(事業所健診) ④特定健康診査 ⑤健康診査(人間ドック等)

★控除される金額

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの年間購入金額が合計で12,000円を超えた部分が控除の対象となり、金額の上限は88,000円となっています。

なお、生計を一にしている家族分も含まれます。

＊注意＊

- ◎従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することはできません。
- ◎領収書の添付、提示は必要ありませんが、確定申告期限等から5年間は、確認のために税務署から提示、提出を求められる場合がありますので、領収書はきちんと保管しましょう。
- ◎その他、本税制の詳細につきましては、国税庁のホームページ等をご覧ください。



1月1日の
組織人員
12,338人

労働安全標語

心のゆるみ
気のゆるみ
近づく危険は
予告なし!

第2地連 馬淵 喜秀さん
令和2年度・最優秀賞

労災保険に入りましょう

労働災害地連別件数一覧表
令和2年12月分

Table with 2 columns: 地連名, 件数. Rows include 第1地連 福山 (1), 第2地連 芦品 (1), 第4地連 広島中央 (2), etc.

労災事故発生原因

Table with 2 columns: 内容, 件数. Rows include 交通事故 (3), 打撲・捻挫 (3), 転墜 (3), etc.

「カンガルーマークを探してください」

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されています。全紙面での「カンガルーマーク」の総数(写真内のもは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマーク」の総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・「広建新報」についてひとこと感想を明記して、広島建労・県本部までお送りください。抽選の上、10人の方へカードを差し上げます。なお、応募締め切りは今月末(消印有効)までです(正解:1月号は1個)。

12月10、11日の2日間、第1地連福山会館で登録建築大工基幹技能者講習会を開催し、6組合・2団体30人が参加しました。

福山で基幹技能者講習
合格者は経営審査の対象

今年度、全建総連は全国10会場三百人規模の講習を計画。中国地方での開催は昨年の山口に続き二度目となりました。

また、この資格は建設キャリアアップの最高能力評価にあたるレベル4の取得条件の一つとなっています。

登録基幹技能者講習合格者は、経営審査事項評価の対象となる。建設品質・コスト・安全など技術者には「資格取得報酬金1万円」が支給されます。



6組合・2団体30人が参加

Calendar for February and March with dates and events like '主婦の会会長会議', '青年部長会議', etc.

※あくまで予定(後日変更あり)。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。

資格取得祝い金 4月1日に改定

報奨金・奨励金 金額変更と対象資格増

改定前の金額は本年6月10日受付分まで

資格祝い金が4月1日に改定されます。改訂後は新しい給付額となりますが、移行期間中(令和3年6月10日まで)は改定前の金額となります。

Q: 令和3年4月1日からの支給金額変更はいつから適用されますか? A: 令和3年3月31日までに取得した対象資格(改定前の規程による資格)については、令和3年6月10日受付分までが、移行期間にあたり、改定前の金額となります。

主婦の会パソコン教室に
フレイル助成金を活用

【主婦の会会長・稗田和子】主婦の会会長会議で建設国保の原田常務より介護(フレイル)予防活動事業助成金の説明を受け、主婦の会主催のパソコン教室が助成の対象となるかお尋ねしたところ、申請しても良いという返事をいただき、申請してみることにしました。

「年金共済まごころ」で老後のゆとりを育てよう. Advertisement for a pension savings plan with tables showing accumulation and withdrawal options.

組合共済 「入学祝」. Advertisement for a school entry grant for children of members.

匠の技を身につけよう. Advertisement for a training program for construction technicians.

厚生労働大臣表彰に 広島建労の石田さん. Advertisement celebrating Hiroshima Prefecture Labor Union member Ishida.